

第1号様式 横浜市神奈川公会堂利用許可申請書 兼 第7号様式 □神奈川公会堂利用料金減免申請書 兼 第13号様式 □公会堂優先予約申請書 受付日

横浜市神奈川公会堂を利用したいので、裏面または別紙の注意事項を了解、遵守のうえ下記のとおり申請します。

申込先 横浜市神奈川公会堂指定管理者 □横浜市主催・指定管理者主催(減免10割) (第3期) 号
NPO法人こらぼネット・かながわ □横浜市共催・指定管理者共催(減免5割)

裏面をよくお読みください

枠内をご記入ください

「館内の行事予定表に団体名を掲示します

団体名							
住所							
申込者	氏名		電話番号				
会場責任者	氏名		電話番号				
行事名				行事内容			
神奈川公会堂ホームページ・イベントカレンダーへの掲載 「希望する」場合、別紙イベントカレンダー・ヒアリングシートへ記載をお願いします。				希望する	/	希望しない	
入場料徴収(有償の前売券、当日券、整理券等)				する	(円) / しない	
参加費等徴収(材料代、資料代、テキスト代、受講料、受験料、出演者から徴収する出演料、参加料、会員が納める催しへの参加料)							
				する	(円) / しない	
利用年月日	年	月	日 ()	利用人数	名		
利用室名・ 利用可能時間帯 (○を記入)	昼間(9:00~16:30)			夜間(17:30~21:30)			
講堂	基本料金¥15,000			基本料金¥14,000			
	午前(9:00~12:00)		午後(13:00~16:30)		夜間(17:30~21:30)		
1号会議室	基本料金¥1,500		基本料金¥2,100		基本料金¥2,300		
2号会議室	基本料金¥500		基本料金¥700		基本料金¥800		
和室	基本料金¥1,000		基本料金¥1,300		基本料金¥1,400		
催物時間(開演~終演)	時 分 ~			時 分			
持込電気機器	種類			合計消費電力	kw		
付属設備	(時間帯に○を記入)			午前	午後	夜間	昼夜間
グランドピアノ	講堂グランドピアノ			¥1,500	¥1,500	¥1,500	¥4,500
照明装置	講堂オプション照明(ホリゾン上下、ピンスポット、シーリング、サス)一式			¥1,500	¥1,500	¥1,500	¥4,000
拡声装置	講堂拡声装置(マイク、スピーカー、音響卓)一式			¥1,500	¥1,500	¥1,500	¥4,000
音響装置 ○で選択→	講堂CD/講堂MD/講堂カセットデッキ/CDラジカセ(1台あたり) 講堂吊りマイク/GTアンプ/BASSアンプ/スピーカー× 個(1台あたり)			¥1,000	¥1,000	¥1,000	¥3,000
映像装置 ○で選択→	講堂プロジェクター/会議室プロジェクター/DVDデッキ(1台あたり)			¥2,000	¥2,000	¥2,000	¥6,000
ポータブルアンプ	1号会議室ポータブルアンプ			¥1,000	¥1,000	¥1,000	¥3,000

以下の欄には記入しないでください。

15版

2023/9/25

様 (第3期) 号

部屋・設備	時間帯	単価	利用数	基本料金	入場料割増	土日祝割増	超過割増	減額	合計
1号会議室	午前	¥1,500							
	午後	¥2,100							
	夜間	¥2,300							
2号会議室	午前	¥500							
	午後	¥700							
	夜間	¥800							
和室	午前	¥1,000							
	午後	¥1,300							
	夜間	¥1,400							
講堂	昼間	¥15,000							
	夜間	¥14,000							
消費電力	1kwあたり	¥200			—	—	—		
グランドピアノ	1単位時間	¥1,500			—	—	—		
照明装置	1単位時間	¥1,500			—	—	—		
	昼夜間	¥4,000			—	—	—		
拡声装置	1単位時間	¥1,500			—	—	—		
	昼夜間	¥4,000			—	—	—		
音響装置	1単位時間	¥1,000			—	—	—		
映像装置	1単位時間	¥2,000			—	—	—		
ポータブルアンプ	1単位時間	¥1,000			—	—	—		
合計(10%対象)									領収金額(内消費税) ()

上記公会堂利用許可申請を許可します。

取消・変更受付日

上記申請の利用取消に伴う

館長	副館長	HP確認	担当者	日程表確認	常勤	HP更新	担当者	日程表確認
----	-----	------	-----	-------	----	------	-----	-------

返金

円

を受領しました。

年 月 日

受領者サイン:

横浜市神奈川公会堂ご利用にあたっての注意事項

A 以下の注意事項は来場されるお客様にもお守りいただきたい注意事項です。事前およびご利用日に来場者へのアナウンス、徹底をお願いします。	
1	館内、敷地内は全面禁煙です。
2	講堂内は飲食禁止です。ご飲食は、ホワイエ、控室、会議室(会議室もご利用の場合)でお願いいたします。お弁当空き箱、お持込のペットボトル等のごみ類は必ずお持ち帰りください。
3	来場者のご利用になれる駐車場、駐輪場はございません。公共交通機関をご利用になるか、近隣の有料駐車場/駐輪場をご利用ください。神奈川公会堂が駐車料金割引の提携を行っている有料駐車場/駐輪場はございません。
4	ペット類を連れての入場はお断りしています。(盲導犬等は除きます。)
B 以下は主に主催者様向けの注意事項です。	
1	お客様のご利用終了後、神奈川公会堂職員が床等の清掃を行います。このためお客様がご利用になれる終了時刻は午前が12:00、午後/昼間が16:30、夜間が21:30となります。各室のご利用時間には、お客様による椅子・机等の原状復帰及び神奈川公会堂職員による点検の時間も含まれます。終了時刻までに完全撤収となりますので、余裕をもったタイムスケジュールをお立てください。
2	会議室ご利用後は各室壁のインターフォンで事務室にご連絡ください。講堂ご利用後は事務室までお申し出ください。
3	神奈川公会堂職員は館内を定期的に巡回しており、必要がある場合はご利用施設内に入る場合があります。
4	緊急地震速報、緊急警報放送が事務室受信機から流れた場合、その旨全館放送します。 ・上記全館放送によって発生した損害は、神奈川公会堂では一切責任を負いません。 ・緊急地震速報、緊急警報放送の内容は神奈川公会堂がある地域と関係ない場合もあります。 ・地震等災害発生時には、被害状況等を確認のうえ催事の継続可否を主催者様と協議させていただきます。この結果、催事が中止となりましても神奈川公会堂は中止により発生する損害について一切の責任を負いません。
5	避難誘導等防災協力員の方はお渡した腕章を必ず着用してください。また避難誘導経路、非常口開閉方法の事前確認と緊急時の避難誘導へのご協力をよろしくお願いいたします。
6	主催者様向けに限られた台数分の駐車スペースを用意しております。 ・講堂済生会側非常口は、避難経路となりますので、非常口前への駐車はご遠慮ください。 ・車内の見える場所に「駐車許可証」を掲示してください。・その他、別紙資料「駐車スペースご利用のお客様へ」の記載事項をご確認ください。
7	・掲示物を公会堂内外の壁・ガラス等にガムテープやセロテープで貼ることはご遠慮ください。掲示板・看板にマグネットで貼り出しをお願い致します。 ・講堂看板には画鋲の使用は禁止しています。クラフトテープの使用も、ご遠慮ください。看板を貼る際には、養生テープをご使用ください。
8	・舞台をご利用の際、水(スモーク、シャボン玉等)や火気(ろうそく等)を使った演出は禁止しています。
9	・講堂内及び音響卓、調光卓付近での飲食は禁止です。(「飲み物可能エリア」調光室内、機材から離れたところでのペットボトル飲料は可)
10	・講堂内に利用者が不在になる時は、防犯対策として搬入口の施錠をお願い致します。また不在の時には、職員が施錠する場合があります。
11	横浜市の後援を受けた申請については、横浜市市民協働条例第7条第4項に基づき、公会堂優先予約申請書とその添付書類、公会堂優先予約決定通知書を一般の閲覧に供します。
C 割増料金について:講堂・各室のご利用料金については、下記の場合に割増料金をお支払いいただきます。	
<p>【入場料/参加料 割増適用基準】 公会堂条例・施行規則により以下の場合に、割増が適用されます。 ・主催者(利用者で行事を主催する団体又は個人)が行事を行うにあたり、その行事に参加する出演者・参加者・入場者等から、徴収する費用・料金がある場合。</p> <p>【入場料等割増の具体例】 ①有償の前売券、整理券等②受講料、受験料、検診料等③資料代、材料代、テキスト代等④出演者から徴収する出演料、参加料⑤会の会員が納める催しへの参加料等※注)出演料と観客入場料の両方を徴収する場合、多い金額の方を割増に適用します。</p> <p>【割増料金】 ●入場料/参加料等 割増料金 ①1,000円以上2,000円未満は、基本料金の5割増になります。②2,000円以上は、基本料金の10割増になります。 ●土日祝日休日割増料金 ①ご利用日が土、日、祝日および振替休日の場合、土日祝割増=(基本料金+入場料割増)×2割増 ②利用許可日以降に、ご利用日に平日・祝日休日の変更があった場合は、後日差額調整を行います。 ●超過割増料金 ①管理運営上支障のないときに限り、1時間以内の利用時間超過した場合 超過割増=(基本料金+入場料割増+土日祝割増)×3割増をお支払い頂きます。 ②1時間を超える場合は、その時間帯区分の利用料金全額をお支払い頂きます。超過割増を適用できるのは非常に限られた場合となりますので、超過割増の使用を前提とした利用は出来ません。</p>	
D お客様による利用取消について	
1	ご利用日の1か月前までに取消された場合は、お支払された利用料金の8割を返金します。ご利用日の1か月前までに神奈川公会堂利用許可書を神奈川公会堂に持参の上、手続きをしてください。
2	ご利用日より1か月前を切った場合の取消は、申し訳ありませんが全額返金いたしません。
E ご予約の変更について	
1	ご利用日の1か月前までに1回に限り、変更先が予約可能な日程で部屋に空きがある場合に、利用日、時間、部屋の変更が可能です。ご利用日の1か月前までに神奈川公会堂利用許可書を神奈川公会堂に持参の上、手続きをしてください。 ・既にお支払いいただいた利用料金に過納が生じた場合は過納額は返金しません。また不足が生じた場合は不足額をお支払いいただきます。
F その他、別紙資料「神奈川公会堂のご利用にあたって」「施設をご利用の主催者様へお願い」に記載の事項をご確認ください。	
G 利用許可を取り消す場合について	
1	利用を許可しない場合は、次に掲げるとおりとします。また、当施設は、利用の許可を受けたものが、次のいずれかに該当する場合には、許可を取り消すことができます。 ①施設抽選時、同一イベントで複数の方の応募が明らかになった場合②災害等により神奈川公会堂が利用できなくなった場合③青少年の健全な育成を阻害するおそれのある利用を行おうとするとき④火気の使用又は臭気、騒音等が発生させる利用を行う場合⑤指定暴力団等その他団体の構成員が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等や反社会的な行動をとることを助長するおそれがある団体が利用しようとするとき⑥申請内容において、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」にいう差別的言動が行われるおそれがあると判断されるとき⑦利用によって多くの人数が集まることにより交通の渋滞その他場内外の混乱が発生するおそれがあると認められるとき⑧利用により建物や附帯設備等を損壊、汚損又は滅失するおそれがあると認められるとき⑨過去に施設管理上の指示に従わなかったなど施設管理上の指示にしたがわぬおそれがあると認められるとき⑩定員を超える利用のとき⑪葬儀、告別式その他これらに類する行事として施設を利用しようとするとき ⑫主として物品の販売又は宣伝若しくはこれらに類することを目的として利用しようとするとき⑬申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき